

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 28 年 12 月 9 日

第 81 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

老齢年金は 120 月の加入期間で受給できます！

実施時期が、消費税引上げ時から平成 29 年 8 月 1 日に

年金受給資格期間の短縮

老齢年金は、300 月 (=25 年) の加入期間がなければ、受け取ることができません。しかし、この加入期間を、消費税の引上げ時から 120 月 (=10 年) にする法案は、すでに可決されていました。しかし、消費税の引き上げは、平成 29 年 4 月実施から、平成 31 年 10 月実施に再延期されています。

今回、消費税引上げ時期に関わらず、年金加入期間の短縮による時期を「平成 29 年 8 月 1 日」とする法案が、11 月に国会で可決されました。

実際の受給は平成 29 年 10 月

年金加入期間の短縮による時期は「平成 29 年 8 月 1 日」ですが、実際私たちが年金をもらえるのは平成 29 年 10 月からです。これは、年金の支給は「年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から」始め、「原則偶数月の 15 日に、その前の 2 か月分」を支給するからです。すなわち、平成 29 年 8 月の支給事由は翌月の 9 月から発生し、その 9 月分の年金は 10 月にもらえるということです。12 月からは、通常の前 2 か月分 (10~11 月) がもらえることになります。

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
8/1 施行	支給開始	9 月分のみ支払		10~11 月分支払月

年金加入期間とは

年金加入期間とは、次の期間の合計をいいます。

1. 国民年金の保険料を納めた期間
2. 国民年金保険料の免除、学生納付特例等の猶予を受けた期間 (一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間です。)

3. 昭和 36 年 4 月以後の厚生年金保険の被保険者及び共済組合であった期間
4. 第 3 号被保険者 (サラリーマン等の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の者) であった期間
5. 合算対象期間
最後の合算対象期間というのは「耳慣れない」言葉かも知れませんが、別名「カラ期間」といい、次のような期間で、受給資格期間には入れますが、原則として年金額には反映しない期間です。

1. 年金加入者の配偶者期間 (H36.4~S61.3 の期間で、20~59 歳までの期間)



2. 日本に帰化した人、永住許可を受けた人の日本にいる期間 (S36.4~S56.12 の期間で、20~59 歳までの期間)
3. 日本人の海外居住期間 (S36.4~)
4. 厚生年金の脱退手当金の支給を受けた期間 (H36.4~S61.3 の期間)
5. 学生だった期間 (S36.4~H3.3 の期間で、20 歳以上の期間)

平成 29 年 2 月から案内が届きます

日本年金機構は、来年 2 月下旬をめどに 5 回に分けて年金請求書を送付し、事前に請求を受け付ける予定です。

(裏面へ)

労働裁判事例 19

ネスレ事件(最高裁第2小判決、H18.10.6)

懲戒権の濫用

【事実】 Y会社の工場に勤務する従業員Xらは、体調不良による欠勤を、有給休暇に振り替えたいと申し出たが、上司に拒否された。そのため、Xらは上司に抗議をしたが、その際、上司の腹部等に暴力を加え、傷害を負わせた。Y会社は、Xらに懲戒処分を課すことを検討したが、Xらの処分は警察の捜査の結果を受けて判断することとし、処分を保留した。Xらは、事件があった日から約7年後に不起訴処分になった。

Y会社は、Xらを所定の日までに退職届が提出されれば退職金を支給するが、提出されなかったときには懲戒解雇する旨の諭旨退職処分とした。Xらは、退職願を提出しなかったため、懲戒解雇を通告された。そこで、Xらは、懲戒解雇の無効確認を求めて訴えを提起した。1審は、Xの請求を容認したが、原審は、解雇は有効であるとして、Xの請求を棄却した。そこで、Xは上告した。

【判旨】 原判決破棄、自判（Xの請求容認）。

I 「使用者の懲戒権の行使は、企業秩序維持の観点から労働契約関係に基づく使用者の権能として行われるものであるが、就業規則所定の懲戒事由に該当する事実が存在する場合であっても、具体的事情のもとにおいて、それが客観的に合理的なる理由を欠き、社会通念上相当なものとして是認することができないときは、権利の濫用として無効になる」。



が、就業規則所定の懲戒事由に該当する事実

が存在する場合であっても、具体的事情のもとにおいて、それが客観的に合理的なる理由を欠き、社会通念上相当なものとして是認することができないときは、権利の濫用として無効になる」。

II Y会社は、警察の捜査結果を待たなくても、懲戒処分を決定することが十分に可能であり、長期的にわたって、懲戒処分を保留する合理的な理由は見出し難い。しかも、不起訴処分になったにもかかわらず、本件諭旨退職処分のような重い懲戒処分を行うことは、その対応に一貫性を欠くものと言わざるを得ない。

III 暴行事件から7年以上経過した後にはされた本件諭旨退職処分は、処分時点において、企業秩序維

持の観点から、そのような重い懲戒処分を必要とする客観的に合理的な理由を欠くものと言わざるを得ず、社会通念上相当なものとして是認することはできない。

【説明】 本件では、Xらの非違行為について、Y会社が警察の捜査結果を待った上で処分することとし、結局、不起訴処分となったこと、また、非違行為が行われた時点から7年以上が経過していること、という事情が考慮されて、懲戒権の行為は無効であると判断された。

(次号に続く)

事務所からひとこと



私は、「SR ネット関西」という、社会保険労務士資格をユーキャン（資格取得の受講講座を運営する団体）で取得した者が集まる団体に、参加している。この団体は、今年でできて9年目を迎え、約140名の会員がいる。そして、毎年社会保険労務士試験の合格者を迎え、実務・法令・開業・年金・講師の分科会、山歩きの会・競馬サークル・びわこ club・野球サークル・ラーメンサークル・ゆるゆるマラソンクラブのサークルがあり、それぞれ独自の活動を行っている。

この団体に、私の呼び掛けで12月3日に、新たに「シニア部会」ができた。この部会は、満55歳以上を会員とし、シニアに相応しい活動内容の情報交換と共有を行うため、今後年2回程度の会合を持つことにしている。12月3日の結成総会でも、「健康は幸せの第一歩」と題し、「幸せな老後」と「持続可能な社会」のために健康寿命を延ばすことが必須という内容で、管理栄養士の方に講演をしていただいた。やはり、健康管理には皆さんが興味があり、質問が続出し、予定時間を大幅に超える講演となった。